

「新型コロナウイルス検査拡充法案」（仮称）について（メモ）

1. 本法案の背景

- ① 新型コロナウイルスは、無症状病原体保有者からも感染が拡大する場合があるとされ、特に高齢者、基礎疾患のある者などが感染した場合には肺炎が重症化したり、死に至る場合もあるとされる。
- ② 数日間高熱が続くなど「相談・受診の目安」に当てはまるのに新型コロナウイルスの感染を判定する検査（PCR 検査）が受けられないと、症状のある方やその周囲の方々は、自らの生命や健康に対する不安はもとより、周囲へのウイルス拡散の不安など、非常に大きな不安を抱えたまま過ごすこととなる。
- ③ 国民の不安は、高齢者などのリスクのある方について PCR 検査が必要であると医師が認めて保健所に依頼しても検査を断られるという問題によって、より一層顕在化している。
実際に、高熱が続く妊娠中の方や数日間高熱が続き肺炎と診断された子どもについて医師が検査を依頼したにもかかわらず、検査につながらなかつたなど、多くの苦情が寄せられている。
- ④ このような検査を受けられない状況を放置すれば、感染が一層拡大し、多数の重症者や死亡者を出す結果となる。公的検査機関のみでは十分な対応が困難ということであれば、保健所を通さない検査を含め、民間検査機関に対する支援を行うことで検査体制を拡充し、早期・軽症の場合であっても医師が必要と認めた検査を迅速かつ確実に実施できるよう、現状よりも検査の実施件数を大幅かつ急速に拡大するとともに、検査の実施体制及び実施状況を把握して公表することにより、国民の不安を解消しなければならない。

2. 本法案の趣旨

国民の不安を解消し、国内における新型コロナウイルスの拡散を防止するため、以下の措置を講ずる。

- ①政府の検査体制の検証
- ②PCR 検査の最大限の拡充
- ③必要な予算措置の確保